

兵庫県公報

平成27年3月10日 火曜日 第2677号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約の廃止（社会福祉課）	1
○ 争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	3
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	5
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
公 告	
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	7
○ 軽油引取税に係る免税証の無効公告（税務課）	7
○ 二級河川塩屋川水系河川整備計画及び二級河川本庄川水系河川整備計画の策定（総合治水課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	9
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	10
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	12
○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	12
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	13
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の追加指定	13
○ 有形文化財の登録	14

告 示

兵庫県告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、平成25年兵庫県告示第359号で告示した兵庫県と別表に掲げる市との間の社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

別表

洲本市、芦屋市、相生市、豊岡市、赤穂市、西脇市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市



兵庫県告示第164号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、平成27年2月25日に、神戸市長田区腕塚町3丁目2-2新長田サンヨービル2階兵庫県医療労働組合連合会執行委員長寺脇美之から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成27年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事件

兵庫県医療労働組合連合会が主張する次の事項について

医療・介護労働者の「社会的役割にふさわしい賃金水準」の実現のための大幅賃上げと一時金確保、職能給・人事考課等あらゆる査定反対、増員の実施に関する要求ほか

2 日時

平成27年3月12日（木）午前0時から事件解決に至る期間

3 場所

尚生会湊川病院	神戸市兵庫区湊川町3-13-20
同 アネックス湊川ホスピタル	同 市北区山田町下谷上字中一里山14-1 しあわせの村内
寿栄会 有馬高原病院	同 市同区長尾町上津4663-3
姫路医療生活協同組合姫路共立病院	姫路市市川台3-10
同 姫路共立歯科診療所	同 市亀山212-3
同 網干診療所	同 市網干区和久2-2
神戸医療生活協同組合協同歯科診療所	明石市大蔵谷狩口台192-3
同 ひまわり診療所	同市二見町東二見大郷183-1
同 きたすま歯科診療所	神戸市須磨区妙法寺荒打314-1
同 神戸協同病院	同 市長田区久保町2-4-7
同 いたやどクリニック	同 市同 区庄山町1-9-12
同 いたやど歯科	同 市同 区庄山町1-9-18
同 番町診療所	同 市同 区三番町2-6-3
同 みつわ診療所	同 市同 区腕塚町2-2-5
同 生協なでしこ歯科	同 市西区前開南町1-2-25
株式会社 クリエイト兵庫	同 市長田区腕塚町2-1-5
神戸健康共和会生田診療所	同 市中央区下山手通9-1-3
同 大石川診療所	同 市灘区篠原南町5-1-1
同 東神戸診療所	同 市中央区八雲通6-2-14
同 柳筋診療所	同 市同 区神若通4-2-24
同 東神戸病院	同 市東灘区住吉本町1-24-13
株式会社 神戸医薬研究所	同 市東灘区住吉本町2-19-29
尼崎医療生活協同組合生協病院	尼崎市南武庫之荘11-12-1
同 生協歯科診療所	同 上
同 萌クリニック	尼崎市南武庫之荘10-62-17
同 戸ノ内診療所	同 市戸ノ内町3-29-8
同 戸ノ内歯科診療所	同 上
同 潮江診療所	尼崎市下坂部1-7-7
同 東尼崎診療所	同 市杭瀬北新町1-13
同 長洲診療所	同 市長洲西通2-19
同 ナニワ診療所	同 市神田中通9-291
同 本田診療所	同 市大庄西町2-29-15
有限会社 ヘルス企画	同 市南武庫之荘11-12-14
宝塚医療生活協同組合良元診療所	宝塚市大成町10-45
同 高松診療所	同 市御所の前町15-21
有限会社 ヘルシーメイト	同 市鹿塩1-20-1

株式会社 メディカルフーズはぁもにい	神戸市中央区港島南町5-3-7
晴風園 今井病院	猪名川町北田原字屏風岳3番地
済生会兵庫県病院	神戸市北区藤原台中町5-1-1

4 概要

全面的あるいは部分的に連続、断続を含む、すべての業務の停止をはじめ、あらゆる形態の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、保安要員については必要に応じて確保する。



兵庫県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、姫路市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量及び4級水準測量）

2 作業期間

平成27年2月7日から同年8月31日まで

3 作業地域

姫路市八家



兵庫県告示第166号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量 No. 787(10C08再設置)）

2 作業期間

平成27年2月26日から同年3月27日まで

3 作業地域

西宮市樋之池町10



兵庫県告示第167号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

平成27年3月2日から同月25日まで

3 作業地域

三木市の一部



兵庫県告示第168号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点1点及び3級基準点1点 設置）
- 2 作業期間
平成26年3月10日から平成27年2月17日まで
- 3 作業地域
神戸市兵庫区及び同市長田区



兵庫県告示第169号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月10日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成27年3月10日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市生野町黒川字屏風野297番7から 同 市生野町黒川字セキベ93番1まで	旧	4.0から 13.0まで	77.0	
		新	6.0から 14.0まで	77.0	



兵庫県告示第170号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 7 7 号	川西市黒川字和田山19番から 同 市黒川字和田山24番まで	旧	4.0から 87.0まで	237.0	一部 予定地
		新	23.0から 161.0まで	214.0	一部 予定地



兵庫県告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路上郡線	姫路市上手野字又十郎新開307番2から 同 市上手野字又十郎新開310番3まで	旧	7.0から 16.0まで	186.0	
		新	9.0から 16.0まで	186.0	



兵庫県告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成27年3月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成27年3月10日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成27年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福良江井岩屋線	南あわじ市志知中島字池田904番2から 同 市志知中島字次郎五郎862番1まで	旧	9.0から 13.0まで	279.0	
		新	12.0から 20.0まで	277.0	
県道 福良江井岩屋線	淡路市尾崎字宮1631番3から 同 市尾崎字宮ノ後1628番1まで	旧	8.0から 10.0まで	40.0	
		新	9.0から 10.0まで	40.0	



兵庫県告示第173号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成27年3月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社京都プラザホテルズ
 代表者の氏名 清水 幸雄
 住所 京都市南区西九条蔵王町28番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 ホテルアストンプラザ姫路

所在地 姫路市飾磨区中島字池向763番 1

3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり
建築第 1 課

縦覧期間 平成27年 3月10日から同月23日まで

4 住民意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成27年 3月10日から同月23日まで

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計
画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

西播都市計画道路

3. 5. 103号竜野相生線

2 都市計画を変更した土地の区域

相生市那波野字大道越並びに陸字陣場山並びに汐見台



兵庫県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計
画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

東播都市計画道路

3. 4. 221号本町宿原線

3. 5. 663号吉田緑が丘線

3. 4. 223号三木中央線

2 都市計画を変更した土地の区域

[3. 4. 221号本町宿原線、3. 5. 663号吉田緑が丘線]

三木市宿原字宮ノ下、字三昧ノ下、字新田山、字奥谷及び字寺之前並びに志染町吉田字丸山並びに自由が
丘本町 2 丁目並びに自由が丘本町 3 丁目

[3. 4. 223号三木中央線]

三木市末広 3 丁目並びに鳥町字ユウベ



兵庫県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、都市計
画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

篠山都市計画公園

9. 6. 1号丹波並木道中央公園

2 都市計画を変更した土地の区域

篠山市大山下字川向井坪、字川代東坪、字山代坪、字川代西ノ坪、字畑下ノ坪、字戸板坪及び字出谷坪並びに北野字城坪



兵庫県告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

3.4.94号一庫紫合線

2 都市計画を変更した土地の区域

川辺郡猪名川町伏見台5丁目並びに内馬場字藤垣内、垣内及び向大道並びに原字中尾、瓢子ヶ谷、薑谷、一ノ谷、尾鼻ヶ尾及び京尾谷並びに紫合字古津側山



兵庫県告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 都市計画の種類及び名称

中播都市計画道路

3.4.25号高橋西治線

2 都市計画を変更した土地の区域

神崎郡福崎町福崎新字中島並びに福田字上田並びに馬田字竹ノ元及び前測並びに山崎字スガキ並びに西治字二反田

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 氏名及び住所

尼崎武庫ライオンズクラブ 尼崎市

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



軽油引取税に係る免税証の無効公告

次に掲げる免税証は、紛失の日から無効とする。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税証

種類	用途	記号・番号	有効期限	枚数	免税証に記載された販売業者の所在及び名称	交付 県民 局・セ ンター	紛失 年月日
200 リットル 券	船舶	H08 4910730	平成27年 3月31日	1	揖保郡太子町東保2-8 株式会社マエセキ	西播磨 県民局	平成27年 2月13日



二級河川塩屋川水系河川整備計画及び二級河川本庄川水系河川整備計画の策定

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、二級河川塩屋川水系河川整備計画及び二級河川本庄川水系河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により、兵庫県県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所において公表する。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオンモール姫路リバーシティー
 所在地 姫路市飾磨区細江2560ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 シキボウ株式会社
 住所 大阪市中央区備後町三丁目2番6号
 代表者の氏名 能 條 武 夫
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	梅 本 和 典
株式会社ブルーメイト	岡山県井原市下出部町一丁目17番地の1	落 合 豊
株式会社アロー	名古屋市中村区名駅四丁目8番12号	今 枝 淳

 外80者
 - (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩一丁目48番14号	木 山 剛 史
株式会社ウイックス	大阪市都島区都島北通一丁目9番23号	上 堀 勝 也

 外80者
- 4 変更年月日

- 平成27年 2月 1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年 2月20日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間
平成27年 3月10日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成27年 7月10日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 南あわじ市八木養宜上字谷田1378番 1、1378番 2、1383番 1、1383番 2、1383番 3の一部、1383番 5の一部、1384番 1の一部、1390番 2の一部、1393番 1の一部、1399番の一部、1402番 1の一部、1402番 5の一部、1402番 6の一部、1405番、1405番 2、1406番、1407番 1、1407番 2、1408番、1409番、1409番 3、1411番の一部、1412番 1の一部、1412番 3
- 同 市八木養宜上字山崎1358番 2の一部、1382番 1、1382番 2
- 同 市八木養宜上字谷田1378番 1地先里道の一部、1402番 5地先水路の一部、1407番 1地先水路の一部、1409番地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
- 南あわじ市市善光寺18番地27
- 南あわじ市長 中 田 勝 久
- 3 許可年月日及び許可番号
- 平成27年 2月13日
- 兵庫県指令淡路（洲土）（建）第 1 - 1 - 3 号（26南あわじ）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定を取り消した旨の報告があったので、平成 7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月10日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

表明石市の項中

「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
東二見山中市住集会所	明石市二見町東二見672—1

を

」

「

大窪南市住集会所	明石市大久保町大窪2099
----------	---------------

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び指定した施設の指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年 3月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

医療法人 明倫会 本山リハビリテーション病院	同 市東灘区本山南町7丁目7-15
------------------------	-------------------

を

「

医療法人 明倫会 本山リハビリテーション病院	同 市東灘区本山南町7丁目7-15
介護老人保健施設 アネシス御影	同 市東灘区御影石町1丁目1-32

に、

「

医療法人社団 敬風会 有泉病院	同 市北区有野中町3丁目29-16
医療法人社団 積善会 兵庫病院	同 市長田区東尻池町1丁目10-23

を

「

医療法人社団 敬風会 有泉病院	同 市北区有野中町3丁目29-16
-----------------	-------------------

に、

「

介護老人保健施設 神戸長者町白寿苑	同 市長田区長者町19-1
-------------------	---------------

を

「

介護老人保健施設 神戸長者町白寿苑	同 市長田区長者町19-1
介護療養型保健施設 兵庫	同 市長田区東尻池町1丁目10-23

」

に、
「

介護老人保健施設 オラージュ須磨	同 市須磨区若草町3丁目622-11
------------------	--------------------

を
「

介護老人保健施設 オラージュ須磨	同 市須磨区若草町3丁目622-11
明芳外科 リハビリテーション病院	同 市須磨区大田町6丁目1-3

に改める。

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

ケアハウストロベリー	同 市北区有野町二郎字西浦383
------------	------------------

を
「

ケアハウストロベリー	同 市北区有野町二郎字西浦383
社会福祉法人 翔美会 特別養護老人ホーム やすらぎの里神戸赤松台	同 市北区赤松台1丁目1-77

に、
「

あいハート離宮前	同 市須磨区離宮前町2丁目5-38
----------	-------------------

を
「

あいハート離宮前	同 市須磨区離宮前町2丁目5-38
ケアハウス 須磨浦の里 みち	同 市須磨区一ノ谷町3丁目3-16

に改め、同表西宮市の項中

「

ケアハウス愛和	同 市今津港町3-11
---------	-------------

を
「

ケアハウス愛和	同 市今津港町3-11
介護付有料老人ホーム エクセレント西宮	同 市すみれ台2丁目4-3

に改め、同表加古川市の項中

「	Charm (チャーム) 加古川尾上の松	同 市尾上町養田8-4
---	----------------------	-------------

を

「	Charm (チャーム) 加古川尾上の松	同 市尾上町養田8-4
	特別養護老人ホーム 佰楽苑	同 市別府町新野辺1429-10

に改める。

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第1号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

平成27年 3月10日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者	
重 要 有 形 文 化 財	建造物	1棟	伊丹市桑津1丁目2番30号	宗教法人桑津神社	
	絵 画	絹本著色圓空像	1幅	宍粟市山崎町御名190番地	宗教法人西光寺
		絹本著色婦人像	1幅	宍粟市山崎町御名190番地	宗教法人西光寺
		絹本墨画羅漢図	2幅	宍粟市山崎町御名190番地	宗教法人西光寺
	書 跡	1幅	神戸市東灘区御影郡家2丁目12番1号	公益財団法人香雪美術館	
考古資料	文堂古墳出土品	168点	美方郡香美町村岡区村岡2324番1	香美町	



兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

平成27年 3月10日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
重要 無形民俗 文化財	府中八幡神社のささら踊り 附 ささら踊りの記録 1巻 文政12年の記のあるもの	—	南あわじ市榎列小榎列160番地	府中八幡神社 ささら踊り保存会



兵庫県教育委員会告示第3号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成27年 3月10日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
史跡 名勝 天然 記念物	名 勝 観正寺庭園	260.96m ²	豊岡市気比字太平寺2141番の一部、2142番の一部	宗教法人観正寺
	天 然 記 念 物 丸山湿原群	669,186m ²	宝塚市波豆字下山1番1、玉瀬字トベット1番1の一部、1番5、1番7の一部、1番8、境野字清水ケ谷9番の一部、10番1、10番2、10番3、10番4、10番5、10番6、10番7、10番8、10番9、10番10、10番11、10番12、10番13、10番14、10番15、10番16、10番17、10番18、10番19、10番20、10番21、10番22、10番23、10番24、10番25、10番26、11番、12番、13番	兵庫県 関西電力株式会社



兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる天然記念物に同表中欄に掲げる所在地を追加して指定するとともに、その名称等を改めて同表右欄に掲げるとおりとする。

平成27年 3月10日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

種 別	左 欄		中 欄	右 欄			
	文化財 の名称	指定年月日 記号番号	所 在 地	文化財 の名称	数 量	所 在 地	所 有 者

史跡名勝天然記念物	天然記念物	漣痕化石	昭和43年 3月29日 天33号	美方郡香美町 香住区下浜字 大イソ1282番 1の一部、1282 番2の一部	下浜の 流痕	537.66㎡	美方郡香美町 香住区下浜字 大イソ1282番 1の一部、1282 番2の一部	香美町 下浜一般財 団法人
-----------	-------	------	------------------------	----------------------------------------------------	-----------	---------	----------------------------------------------------	---------------------



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、平成27年2月19日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

平成27年3月10日

兵庫県教育委員会
委員長 高 崎 正 弘

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
登録有形文化財	建造物 十方寺観音堂	1 棟	丹波市市島町上竹田919番地	宗教法人十方寺